

(イ) 土地の段別は大蔵省主税局年報所載の中等地売買価額を乗じて算出したり。

| 種類   | 反別町         |       | 坪 | 坪 |             |
|------|-------------|-------|---|---|-------------|
|      | 数           | 一坪の価額 |   | 数 | 一坪の価額       |
| 総額   |             |       |   |   |             |
| 宅地   | 六八〇・一       | 二、二五〇 |   |   | 三〇七、五一〇、一一八 |
| 田    | 一三四・五       | 一八〇   |   |   | 一五、三〇二、二五〇  |
| 畑    | 三一八・三       | 一一五   |   |   | 二四三、一〇〇     |
| 山林   | 二、一〇三、三五五・六 | 一一三   |   |   | 三六六、〇四五     |
| 原野   | 一三七、〇五五・二   | 一〇    |   |   | 二七三、四三六、二二八 |
| 其他   | 一八、六〇三・四    | 一〇    |   |   | 一三、七〇五、五二〇  |
| 皇族所有 |             |       |   |   | 一、八六〇、三四〇   |
| 皇族所有 |             |       |   |   | 二、五九七、六三五   |
| 總額   |             |       |   |   |             |
| 石造   | 六〇          | 四八    |   |   | 一四、四四〇、三四四  |
| 煉瓦   | 一六、五八八      | 一六四   |   |   | 二、八八〇       |
| 土造   | 八、〇二七       | 八三    |   |   | 四、三七九、二三二   |
| 木造   | 八八、三八一      | 七四    |   |   | 六、五六〇、一九四   |
| 皇族所有 |             |       |   |   | 二、八五一、七九七   |

(ウ) 建物の価額は一般建物の価額を参照算出したり。

(ハ) 家具及家財は前項建物価額の五割と仮定したり。  
 (ニ) 家畜は八項の算出方法に準じ其の価額を算出したり。  
 (ホ) 其他の価額は林産物、金銀其他計上漏のものを(イ)乃至(キ)の価額の五分と仮定して算出したり。

二三 其他の価額 三十億八千二百七萬円

一乃至二十二の各項以外に尙多少計上すべきものあるべきに依り之を同金額の一割と仮定し前記の金額を算出したり。

二四 対外債権債務(債務超過額) 十八億五千九百七十萬二千七百二円

| 種類     | 金額             |
|--------|----------------|
| 債権     |                |
| 國家債権   | 一二六、〇六四、〇〇〇円   |
| 支那債金未済 | 四六、三〇四、〇〇〇円    |
| 民間債権   | 四六、三〇四、〇〇〇円    |
| 外債応募   | 七九、七六〇、〇〇〇円    |
| 対支借款   | 一〇、〇〇〇、〇〇〇円    |
| 其他海外放資 | 五六、一四一、〇〇〇円    |
| 債務     |                |
| 國家債務   | 一三、六一九、〇〇〇円    |
| 地方債    | 一、九八五、七六六、七〇二円 |
| 流出内國債  | 一、七七六、三五一、四七七円 |
| 地方債    | 一、五二四、六〇七、五四二円 |
| 流出内國債  | 一七七、一四七、一八五円   |
| 地方債    | 七四、五九六、七五〇円    |

|         |              |
|---------|--------------|
| 民間債務    | 二〇九、四一五、二二五円 |
| 外国募集社債  | 一六六、八八四、四〇〇円 |
| 外人の内地放資 | 二六、四四八、八二五円  |
| 貿易入超    | 一六、〇八二、〇〇〇円  |

差引

|        |                |
|--------|----------------|
| 債務超過   | 一、八五九、七〇二、七〇二円 |
| 国家債務超過 | 一、七三〇、〇四七、四七七円 |
| 民間債務超過 | 一二九、六五五、二二五円   |

備考 貿易關係に依る債権債務は通常三ヶ月を経て決せらるべきものなるが故に仮りに大正二年  
 十、十一及十二月の三ヶ月間の輸入超過額を以て債務と看做したり。

日本の国富各年比較

| 種別     | 明治三十八年 | 明治四十三年 | 大正二年    | 大正六年   | 大正八年   |
|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 土      | 二五八九六四 | 三九四三九七 | 三三〇四三三  | 四五九六二九 | 八六〇七七〇 |
| 山地     | 八三九七四七 | 九八〇二〇五 | 一三七九五一八 | 一三八六七一 | 三三〇八五六 |
| 山      | 一一六九一九 | 二〇六三三三 | 一四六八四九  | 四四二五一六 | 六四二二八二 |
| 海湖川及港  | 一〇六五四八 | 一五八五三四 | 二七六七四三  | 三〇八二六六 | 四五九六九八 |
| 樹木     | 三九四四七  | 四六六〇二二 | 一七六〇一五  | 五四二二二八 | 四五三三七一 |
| 建物     | 二三三一一五 | 三五三三八五 | 三六三二六三  | 五三二七〇一 | 八五六〇〇六 |
| 家具及家財  | 八七二五五  | 一二六五九九 | 一五六六〇〇  | 一九九二八九 | 四四二三五二 |
| 製造工業機械 | 二〇七六六  | 三四三〇九  | 三九九〇一   | 五五三三九  | 一一〇九四  |
| 家畜及家軌  | 一一五三四  | 一六一二八  | 一五四四〇   | 二二九〇一  | 五〇二八五  |
| 鐵道     | 六八六九〇  | 九七〇二九  | 二九九三四   | 二〇九一六七 | 一一〇七〇  |
| 諸車     | 一〇九八   | 一四六一   | 四七二二    | 五六四六   | 一一八九〇  |
| 船舶     | 一四二七八  | 一五六八七  | 四七二二七   | 一〇五二四二 | 一一八一九  |
| 水橋     | 四四七五   | 五五九四   | 七六八八    | 一七二七七  | 一四九〇四  |
| 農橋     | 五二二五   | 五六三三   | 九四八三    | 二二一八四  | 二二九九二  |
| 林産品    |        |        | 九四三三八   |        | 三六二四四六 |
| 農産品    |        |        | 四〇五八    |        | 八七八五   |
| 工業産品   | 八七三二〇  | 一〇九〇八  | 七四七五〇   | 一四八八四五 | 二六三〇〇五 |
| 鉱産品    |        |        | 八五四六    |        | 三八六九一  |
| 水産品    |        |        | 一九八五    |        | 四三三六   |

| 種別      | 明治三十八年       | 明治四十三年       | 大正二年         | 大正六年         | 大正八年         |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 輸入品     | 3,104,800 万円 | 6,472,200 万円 | 1,923,300 万円 | 9,976,700 万円 | 4,450,000 万円 |
| 金銀貨幣及地金 |              |              | 7,406,750    | 3,359,900    |              |
| 各省所管財産  |              |              | 1,261,100    | 1,548,450    |              |
| 皇室財産    |              |              | 3,459,400    | 7,272,800    |              |
| 其他      | 2,326,200    | 3,004,100    | 3,082,000    | 4,866,000    | 7,792,800    |
| 債務超過    |              |              | 1,859,700    | 1,059,000    | △3,561,200   |
| 人口      | 51,400,000 人 | 58,000,000 人 | 60,600,000 人 | 81,500,000 人 | 75,300,000 人 |

備考

大正二年同八年は国勢院調査

其の他の各年は日本銀行調査

△は債権超過

各国国富比較 (千八百九十五年)

| 國名  | 總額           | 土地           | 家畜         | 鐵道           | 建物           | 商品           | 雜            | 一人当り     |
|-----|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 英吉利 | 1,256,895 万円 | 1,274,100 万円 | 861,265 万円 | 9,653,350 万円 | 2,439,950 万円 | 7,864,400 万円 | 5,339,999 万円 | 29,590 円 |
| 仏蘭西 | 949,953 万円   | 2,584,400 万円 | 50,321 万円  | 6,499,698 万円 | 2,154,207 万円 | 5,889,400 万円 | 3,110,100 万円 | 29,690 円 |
| 獨逸  | 769,098 万円   | 1,937,800 万円 | 520,351 万円 | 5,488,600 万円 | 1,719,499 万円 | 6,644,400 万円 | 2,500,800 万円 | 15,290 円 |

| 國名    | 總額           | 土地           | 家畜           | 鐵道           | 建物            | 商品            | 雜            | 一人当り     |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|----------|
| 露西亜   | 629,577 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 埃地    | 441,400 万円   | 1,443,417 万円 | 3,748 万円     | 3,655,600 万円 | 7,045,700 万円  | 3,596,400 万円  | 1,333,300 万円 | 10,190 円 |
| 伊太利   | 309,658 万円   | 1,256,800 万円 | 1,142,200 万円 | 1,800,000 万円 | 4,929,100 万円  | 2,185,400 万円  | 8,391,800 万円 | 9,900 円  |
| 西班牙   | 233,700 万円   | 1,256,800 万円 | 1,142,200 万円 | 1,800,000 万円 | 4,929,100 万円  | 2,185,400 万円  | 8,391,800 万円 | 9,900 円  |
| 葡萄牙   | 401,600 万円   | 1,256,800 万円 | 1,142,200 万円 | 1,800,000 万円 | 4,929,100 万円  | 2,185,400 万円  | 8,391,800 万円 | 9,900 円  |
| 瑞典及諸島 | 774,200 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 丁抹    | 495,700 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 和蘭    | 863,600 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 白耳義   | 968,800 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 瑞西    | 482,500 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 羅馬尼亞  | 1,005,400 万円 | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 希臘    | 217,600 万円   | 2,070,553 万円 | 585,024 万円   | 3,420,000 万円 | 9,985,400 万円  | 5,046,700 万円  | 1,795,700 万円 | 59,800 円 |
| 北米合衆國 | 1,601,100 万円 | 3,420,553 万円 | 811,257 万円   | 3,114,500 万円 | 18,326,300 万円 | 15,336,800 万円 | 3,859,950 万円 | 23,930 円 |
| 加奈陀   | 982,100 万円   | 3,420,553 万円 | 811,257 万円   | 3,114,500 万円 | 18,326,300 万円 | 15,336,800 万円 | 3,859,950 万円 | 23,930 円 |
| 澳洲    | 1,005,400 万円 | 3,420,553 万円 | 811,257 万円   | 3,114,500 万円 | 18,326,300 万円 | 15,336,800 万円 | 3,859,950 万円 | 23,930 円 |
| 亞爾然丁  | 601,600 万円   | 3,420,553 万円 | 811,257 万円   | 3,114,500 万円 | 18,326,300 万円 | 15,336,800 万円 | 3,859,950 万円 | 23,930 円 |

最近各国国富比較

| 國名    | 國勢調査局 | 金體         |
|-------|-------|------------|
| 北米合衆國 | 1,904 | 22,485,100 |
| 英吉利   | 1,903 | 22,720,893 |
| 加奈陀   | 1,903 | 14,643,299 |
| 澳洲    | 1,903 | 13,278,977 |

| 喜望峯    | 新西地    | 埃利      | 獨逸                       | 丁抹      | 仏蘭西       | 其         | 南阿      | 印度        | 印洲        | 派         |
|--------|--------|---------|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 一九〇七   | 一九〇五   | 一九〇三    | 一九〇八                     | 一九〇〇    | 一九〇三      | 一九〇三      | 一九〇三    | 一九〇三      | 一九〇三      | 一九〇三      |
| 不詳     | 不詳     | 不詳      | シユタイマンブツヘル<br>タイ、ユー、コーラン | 不詳      | 不詳        | 不詳        | 不詳      | 不詳        | 不詳        | 不詳        |
| 不動產    | 公有     | 私有      | 全體                       | 私有      | 私有        | 私有        | 私有      | 私有        | 全體        | 全體        |
| 八六、〇四五 | 三三、一五三 | 九一八、五二八 | 一五、六一九、五一八               | 三九〇、四八八 | 九、三八七、七七九 | 一、一七一、四六三 | 五八五、七三二 | 二、九二八、六六〇 | 一、〇七三、八四二 | 一、〇七三、八四二 |

北米合衆国国勢推計方法及其の評價額

(北米合衆国国勢調査局刊行書抄訳)

国富の推計価額

緒論

報告の範囲 永久の国勢調査法に依り国勢調査局は「国富、国債及租税」と題する報告を毎十年に刊行せり。

千九百十三年発行の同書には負債、税額、税率、賦課及所得法並中央政府、四十八州各都市町村の歳入歳出等に関する精細なる統計を掲載せり。

本書の範囲 千八百五十年以来毎十年の国勢調査に於て国会は国家の総合的財産の統計換言すれば国境内に於て持ち得べき金財産の統計を作製すべきことを要求せり、同書に載録する計数の大部分は見積なるを以て其の正確の度は一に推計方法の適否に在ること勿論なり、而して右の推計方法の概要は後段

述ぶる所あり。

茲に掲げたる財産の大部分は本国に現存する九千七百萬人の所有財産にして海外に在る本国人及国家、州、地方庁、慈善的、宗教的、教育的場屋に係るものは一小部分に過ぎず。

研究の領域 本書の諸表は北米合衆国に関するものにしてアラスカ布哇ポトリコ及比律賓は研究の範囲外に在り是等の地方の分を推計せざりしは財産、国債及租税に関する報告中国富を推計するに必要なる材料を欠くを以てなり。

掲載せる推計の期日 本書に示したる統計は主として千九百十二年の事実にして之に千九百四年千九百年千八百九十年千八百八十年千八百七十年千八百六十年及千八百五十年の事実に就き各其の総額を掲げて比較対照の便に供せり。

財産の分類法 本研究を為すに当り国勢調査局は凡ての財産を不動産及同加工と動産との二に區別せり。不動産及動産の定義は歳入の評価及蒐集に関する法律中殆んど凡ての州の律令にあり尙千九百十四年十月十五日附を以て国勢調査局発行の州内地方庁の歳入組織と題する書中に掲載あり、之れには各州の歳入に関する法律の綱領あれども實際は各州にて其の意味を異にせり。

此の研究の爲国勢調査局は不動産及同加工として土地及附属物固定の同加工を含ましめ鉄道、市街鉄道、電信及電話に使用する土地私有の電燈電力設備及灌漑等を除き其の他のものは、凡て之を動産とせり。各州租税法の見地より凡ての不動産及動産は其の財産が一般税又は從価税に依ると否とに依り有税と免税との二に區別せり一表には不動産に就て有税と免税とに分ち各評價額を示したり、有税不動産は殆んど凡て個人、会社、團體に属するも凡ての免税不動産は国家、州、地方庁、慈善的、教育的場屋に属す。

免税不動産は左の如く二に區別せり。

- 一、營造物其の他の建物、国家、州、地方庁等の公共的事業、公共的墓地灌漑其の他市營工事を含む
- 二、法律に依り免税せられたる宗教的、慈善的、教育的場屋の凡ての不動産

国内に於ける以上の免税財産の大部分を占むるものは政府にして宗教的、慈善的、教育的場屋に属するものは比較的少部分なり。

或る研究家は本書に載する如き免税財産は国富中に加ふることを妥当とせざる者あり、其の理由とする所は国有公有の建物、公共事業、公有地及宗教的、慈善的、教育的建物に関する財産は一般事業の会計より支払はれ此の財産及是等の公衆的事业は直に有税財産は實際価額に反響するものなり、私有財産の価額を一般に高からしむる原因は過去五十年間に非常に増加せり又免税財産は必ずしも公有のみならず其の価額は可なり多額なるを以て之を推計して有税に加へて国富と為せり。

道路の改修敷石、溝渠等は交換価値なく其の所に在りて始めて価値あるものなれば是等のものは国富中より除くこととせり。

### 不動産及同加工

有租及免租不動産並同加工 才五表は各州別に凡ての不動産及同加工並動産及其の他の財産の評価額を示したる綜合表なり才六表には右財産の評価額を有租と免租とに分ちて示したり、而して最終の免租の欄には免租不動産及同加工の価額を示したるに過ぎず。

有租財産の評価額は各州に於ける不動産及同加工の財産目録に適當の修正を加へたるものなり。

才六表の有租の欄は有租不動産及同加工の外に才二表の二欄乃至九欄を加へたるものにして多少免租のものを混入するも其の区分不可能なるを以て已むを得ず、同表免租の欄は有租不動産の約八分の一としたり、此の割合は各州に於ける平均なり、例へば千九百年ニホンピヤよりの報告に依れば有租と免租との比は一〇〇に對し一三四なりしが千九百四年には一〇〇に對し一二三なりしなり、依て免租のものも今後は有租のものも同一の増加を為すものとし一〇〇に對する一二五の比例を採れり。

### 動産及其の他の財産

分類 才五表は千九百十二年の事實にして各州別に表示せり。

動産中に包含するものは次の七項目なり。

- 一 家畜
- 二 農用器具機械
- 三 工業用器具機械
- 四 金銀貨及金銀地金
- 五 開業及未開業鉄道
- 六 市街鉄道、船舶、船水工事
- 七 其の他

前掲六及七に如何なるものを包含するやは後段説明する所あり、各州別に表示するに足るべき精細なる材料なきを以て才一表に全國として千九百年及千九百四年の計数を列挙せり。

才一表 千九百十二年千九百四年、千九百年の動産及其の他の財産推計額（單位百萬円）（原書には円位迄掲ぐるも謄写の都合にて略す）

|          | 一九一二年                     | 一九〇四年                    | 一九〇〇年                    |
|----------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 市街鉄道船舶等  | 一〇、二六五 <small>百萬円</small> | 四、八四〇 <small>百萬円</small> | 三、四九五 <small>百萬円</small> |
| 市街鉄道     | 四、五九六                     | 二、二一九                    | 一、五七六                    |
| 電話       | 二二二三                      | 二二二七                     | 二二一一                     |
| 電話       | 一、〇八一                     | 五八五                      | 四〇〇                      |
| 鉄道所有の諸車  | 一二三三                      | 一二三三                     | 九八                       |
| 船舶及運河工事  | 一、四九一                     | 八四六                      | 五三七                      |
| 私有給水工事   | 三六〇                       | 二七五                      | 二六七                      |
| 私有電燈電力設備 | 二九〇                       | 五六二                      | 四〇二                      |
| 其の他      | 三四、三三四                    | 一八、四六二                   | 一五、一七四                   |

|         |                         |                         |                         |
|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|         | 一九一一年                   | 一九〇四年                   | 一九〇〇年                   |
| 農産品     | 五、二四〇 <small>百四</small> | 一、八九九 <small>百四</small> | 一、四五五 <small>百四</small> |
| 工業品     | 一四、六九三                  | 七、四〇九                   | 六、〇八七                   |
| 輸入品     | 八二六                     | 四九五                     | 四二四                     |
| 鉱産品     | 八一五                     | 四〇八                     | 三二六                     |
| 衣服身の廻り品 | 四、二九五                   | 二、五〇〇                   | 二、〇〇〇                   |
| 家具等     | 八、四六三                   | 五、七五〇                   | 四、八八〇                   |

動産及其他の財産の分類

家畜 農業用家畜の評価は千九百十三年一月一日現在に於ける推計にして千九百十二年度農務省年報

所載のものに依れり。家畜家禽及蜜蜂等の価額は千九百九年国勢調査報告を基とし之に千八百九十九年乃至千九百九年の増加歩合を乗じて算出せり。

農業用器具機械 千八百九十九年乃至千九百九年の増加歩合を千九百九年の數に乘じて千九百十二年の価額を算出せり。

工業用器具機械 千九百九年及千九百四年の価額は工業調査の報告に依て之を知り得べし、又千九百九年の事実も之を調査せしが千九百十年の国勢調査に於ては資本中に包含せしめて価額の細別を表示せざるを以て別の事実より推計せざるべからず。

千八百九十九年及千九百四年の報告を見るに工業用器具機械の価額騰貴の割合は資本金増加の割合と略同様なり、諸機械価格を包含したる千九百十二年の資本総額は千九百四年乃至千九百九年の増加歩合より推計することを得べきを以て工業用諸機械の価額は給資本金増加の割合と同様に見て算出せり。

金銀貨及金銀地金 千九百九年及千九百四年に於けるが如く造幣局年報より其の価額を収録せり。右はアラスカ、布哇、ポートルゴ及比律賓等をも包含するを以て北米大陸所有の分は是等屬領地に於

ける銀行所有高を控除せざるべからず、而して米大陸に在る金額の州別は各州銀行所有の貨幣及金銀証券の額面に掲れり、此の外大蔵省所有の自由貨幣及金銀地金、國民所有のものは凡て人口に比例して各州別とせり。

開業及未開業鉄道 千九百四年に於ては国勢調査報告書才二十一卷「北米合衆国に於ける鉄道の商業上の価値」より収録せり、然るに其の後は之と同様の刊行物を以て千九百十二年の価額見積にはインダースタート、コンチニス、コンミッションの刊行せる北米合衆国に於ける金鉄道の価値より収録せり。

市街鉄道、船舶等、才五表八欄には各州別市街鉄道、電信、電話、鉄道所有のものを除きたる諸車、灌漑工事、給水工事、電燈、電力工事、運河、船舶（海軍所有の船舶を含む）燈臺等を一纏としたる評価額を表示せり、聯邦所有のものも前回の調査と比較せんが為に之を包含せしめたり。

市街鉄道の評価額は国勢調査局の報告才百二十四卷中市街鉄道の部に表示せる建設費を採れり、電信の評価額は国勢調査局報告才百二十三卷に表示せる建設費を採れり、而して右の内には地上の電信は勿論太平洋の海底電信、無線電信等をも包含せり、千九百十二年の無線電信の価額は百二十萬五千七百七十弗なり、千九百四年千九百九年の當時には無線電信価額を包含せず、電話の評価額は前記の書中電話の建設費を採れり、鉄道所有以外の諸車の評価額はブルマン会社の報告書に依れり、右は土地を除きたる価額にして汽車燈臺等は鉄道の部に包含せり。

船舶、運河、商船の評価額は国勢調査局報告才九十一卷海運に依れり、右には千九百六年の船舶価額を推計表示するを以て之を基とし千九百四年及千九百九年の産業調査より得たる毎年の造船高及管船局年報に依り千九百六年以後千九百十二年の造船高を加へ、千九百七年乃至千九百十二年に失はれたる船舶を減じて算出せり、而して右には海軍省燈臺等の所有船を包含す。

商業上又は鉄道交通上使用する運河は諸種の材料に依り評価せり、州及公共運河は州の報告に依り國有運河は北米合衆国陸軍技師の報告に依れり。千九百四年及千九百九年に比し千九百十二年の価額大なるは主として紐育のパーデ運河建設費の加はり

しが爲にして千九百十二年十月一日迄に五千八十六萬四千三百六十九弗を投じたり。

灌溉工事 東南各州に運河多きが如く西部諸州には給水工事多し、此の事業も千八百九十九年の六千六百六萬二千二百七十五弗より千九百十二年には三億六千八百八十六萬五千二百七十弗に増加せり、右は主として土地の騰貴に依るものなり、千九百四年及千九百年には此の種の財産の評価を欠けり。

私有給水工事 千九百四年の私有給水工事の評価額は労働局報告に係る千九百年の評価額に若干の増額を爲せり、而して千九百十二年の評価額は千九百四年の評価額に千九百四年当時の増加歩合に依り若干増加を見積り。

電燈電力 私有電燈電力配給設備の評価額は国勢調査局報告百二十四卷所載の建設費を採れり。

私有瓦斯 之は才五表工業用器具機械の評価額に包含す。

農産品、工産品、鉱産品等 才五表其の他の欄には一農産品 二工産品 三輸入品 四鉱産品 五衣服身の廻り品 六家具車類似品等を包含す是等の評価額は千九百十二年の事實に就き次の如く推計せり、農産品の主なるものは千九百十二年度農務省年報より之を知り得べく其の他のものは千九百九年国勢調査の報告書の数を本とし之に千九百九年乃至千九百十二年の増加を見込みて算出せり。

千九百十二年十二月三十一日に於ける国内の農夫及商人所有の農産品は其の年の収穫の九割と見積れり、千九百四年に於ては六月一日現在なりしを以て前年の収穫及消費状態を異にし従て残留品の割合も相違せざるを得ず、今回の調査に於て残留品を九割とせしは少しく過多の嫌あるも一方農夫よりの申告を其の儘採用せしことも考慮の内に入るゝを要す。

工産品 千九百十二年の工産品評価額は千九百九年の評価額に千九百四年乃至千九百九年の増加歩合を乗じて算出せり日用品の輸出額は日用品製造額を以て之に充てたり。

食料品は全製造高の十二分の一、其の他のものは二分の一を商人に於て所有するものとし、工場所有

の原料は千九百十二年全製造高の六分の一に当るものと仮定せり。

輸入品 倉庫又は商人に輸入したる物品の評価額はアラスカ、布哇、ポートルマを除き千九百十二年北米合衆国へ輸入したる金額の二分の一と仮定せり国有倉庫に在るものは其の所在地のものとし其の他は財産の高に応じて各州に分配せり。

鉱産品 千九百十二年鉱産品の評価額は地質局年報に依れり、銑鉄其の他の鉄は製造工場に包含せしめたるを以て全部之を控除せり、或る時期に於て商人の手に在る石炭の量は一年間の生産高に等しきを以て千九百十二年に採掘したる石炭は全部年末に残留するものとし其の他の鉱産品は全額の十分の一を残留するものと仮定し十分の九は製造業者の手に在るものと見たり。

衣服身の廻り品 之を衣服用具、頭油、香水等の消耗品と宝石類時計等多少永久的価値あるものと二分せり、而して前者の評価額は千九百十二年に製造及輸入したる価値を採りたるものにして右の内より何等消滅せざりしは消費者所有の評価額は前年の在庫品に相当すると見たるに依れり、後者の評価額は千九百二年乃至千九百十二年に製造及輸入したる合計より紛失及破損として二分の一を減じたり。

家具車類似品 の評価額の推計は製造工業者の報告及輸出入の報告に依れり、之も亦二種に分ち消耗品に属するもの例へば臺所道具玩具文具カバン等は千九百十二年の産額に依れり、才二のものは比較的原価を失はざるもの例へば金屬製木製家具、自動車、音楽器、車、裁縫機等を包含せしめたり。

家庭、事務所、公共建物等永久的裝飾品等の評価額の推計は千九百四年乃至千九百十二年の産額に依り之れに千九百四年に残留せし分の二割を加へたり斯くして得たる額に同期間の輸入を加へ輸出を減じ尙紛失せしものとして、多少の額を見込を以て減じたり。

在庫品は製造高及千九百十二年輸入高の五割と見積れり但し輸入表評価額又は国内製造額の申告は幾分低廉なるが如きを以て多少増額の必要あれども一方運送に要する費用と相殺するものと見て其の儘とせり。



富 (千八百五十年乃至千九百十二年)

国富推計に用ひたる基礎 才六表は千八百五十年乃至千九百十二年の北米合衆国の国富総推計額を示す此の推計は二つの異なる基礎及若干の異なる方法を以て行へり千八百五十年、千八百六十年及千八百七十年の推計は有租不動産及私有、社有、公有動産に限りたり従て公有地其他の免租不動産、公有、園有、慈善用、宗教用、教育用建物内の家具は包含せざるも千八百九十年、千九百年千九百四年及千九百十二年の推計には全部を包含す其の外多少範圍、方法を異にし直に比較し得ざるを以て参考の爲左に毎調査の事実を掲ぐ。

才二表 千九百十二年千九百四年及千九百年の国富推計額

| 総額        | 千九百十二年            | 千九百四年             | 千九百年             |
|-----------|-------------------|-------------------|------------------|
| 有租不動産及同加工 | 一八七、七三九、〇七二、〇九〇 弗 | 一〇七、一〇四、九二四、一〇〇 弗 | 八八、五二七、三〇六、七二五 弗 |
| 免租不動産及同加工 | 九八、三六二、八一三、五六九    | 五三、五一〇、二二八、〇五七    | 四六、三三三、四八三、九三三   |
| 家畜        | 一、二三三、三五一、九五〇 弗   | 六八、三三三、四四四、五七〇    | 六三、一三二、八八九、三三〇   |
| 農業用器具機械   | 六三、三三八、八九八、八八五    | 三、〇七三、七九一、七三六     | 三、三三〇、六四七、三三三 弗  |
| 工業用器具機械   | 一、三六八、二二四、五四八     | 八四、四九八、八九八、六三三    | 七四、九七五、七五九、七二〇   |
| 金銀貨幣及地金   | 六、〇九一、四五二、二七四     | 三、二九七、七五四、一八〇     | 二、五四一、〇四六、六三九    |
| 市街鉄道等     | 二、六一六、六四二、七三四     | 一、九九八、六〇三、三〇三     | 一、六七七、三九八、二五五    |
| 鐵道        | 一、六一四、八五三、三三三、〇二二 | 一、二二四、四七五、三三〇、〇〇〇 | 九〇、三三三、七三二、〇〇〇   |

|          |                   |                   |                   |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市街鉄道     | 四五九、九五六、三三九、二二二   | 二二一、九九六、六〇〇、〇〇〇   | 一、五七六、九七九、七、六〇〇   |
| 電報       | 二、三三三、五二五、一六六     | 二、二七四、〇〇〇、〇〇〇     | 二、一七六、五〇〇、〇〇〇     |
| 電話       | 一、〇八一、四三三、三三三、二二二 | 五八五、八四〇、〇〇〇、〇〇〇   | 四、〇〇三、三三三、〇〇〇     |
| 鐵道所有外諸車  | 一、二三三、三六二、七〇一     | 一、二三三、〇〇〇、〇〇〇     | 九八八、三六六、〇〇〇       |
| 船舶及運河    | 一、四九一、一七一、七一九     | 八四六、四八九、八〇〇、〇〇〇   | 五三、七八四、九四七、八〇〇    |
| 灌漑工事     | 三、六〇八、六五二、七〇〇     | 二、七五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  | 二、六七五、五二、四六八      |
| 私有給水工事   | 二、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇     | 五、六二八、五二一、一〇五     | 四、〇二六、一八六、五三三     |
| 私有電燈電力設備 | 二、〇九八、八六一、三三三、二二二 | 二、七五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇  | 四、〇二六、一八六、五三三     |
| 其他       | 五、一四四、〇〇一、九六五、一〇〇 | 一、八八九、九三三、七九六、五二二 | 一、四五五、〇〇六、九三三、三三三 |
| 農産品      | 一、四六九、三三八、六二、四八九  | 七、四〇九、九二九、一六六、八〇〇 | 六、〇八七、一五二、一〇〇、八〇〇 |
| 工業品      | 八二六、六三二、四六七       | 四、九五五、四三三、六八五     | 四、二四九、七〇七、五九二     |
| 輸入品      | 八、一五五、五二二、三三三     | 四、〇八〇、六六七、八七七     | 三、三六八、五二、五一七      |
| 衣服身の廻り品  | 四、三九五、〇〇八、五九三     | 二、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 家庭具等     | 八、四六三、二一六、二二二     | 五、七五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四、八二八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |

才三表 千八百九十年国富推計額

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 有租不動産及同加工 | 三五、七一、二一〇、九一〇、八  |
| 総額        | 六五、〇三三、〇九一、一八九 弗 |

|             |                |
|-------------|----------------|
| 免租不動産及同加工   | 三八三三三三三三       |
| 家畜及農業用器具機械  | 二七〇三〇一五〇四〇     |
| 製粉機等        | 三〇五八五九三、四四一    |
| 鉱山、鉄産品      | 一、二九一、二九一、五七九  |
| 金銀貨幣及地金     | 一、一五八、七七四、九四八  |
| 鉄道          | 八、二九六、〇五〇、〇三三  |
| 市街鉄道        | 三、八九三、五七二、八八九  |
| 電信、電話、船舶、運河 | 七〇一、七五五、七一一    |
| 雑           | 七、八九三、七〇八、八二一一 |

各国国富の比較

|         |   |
|---------|---|
| 各国国富評価額 | 精確なる材料なき為各國の国富を比較することは甚だ困難なり、次に掲ぐるはアウグスマス・デイー・ウエンツ氏の集めたるものにして千九百十一年統計新字書中に掲る。 |
| 北米合衆国   | 一、九〇四、四〇四、九二四、一〇〇弗  |
| 英吉利     | 一、九〇三、三〇三、七九七、五〇〇   |
| 英本國     | 同   |
| 加奈陀     | 同   |
| 印度      | 同   |
| 蘇州      | 同   |
| 度       | 同   |
| 北米合衆国   | 一、九〇四、四〇四、九二四、一〇〇弗  |
| 英吉利     | 一、九〇三、三〇三、七九七、五〇〇   |
| 英本國     | 同   |
| 加奈陀     | 同   |
| 印度      | 同   |
| 蘇州      | 同   |
| 度       | 同   |

|   |    |               |
|---|----|---------------|
| 南阿同   | 同  | 二九一九九〇〇〇〇     |
| 其他同   | 同  | 五八三九八〇〇〇〇     |
| 仏蘭西   | 不詳 | 四六、七九八、五〇〇〇〇  |
| 丁抹  | 同  | 一、九四六、六〇〇〇〇   |
| 独逸  | 同  | 七、七八四、〇〇〇〇〇   |
| 埃地  | 同  | 四、五七八、〇〇〇〇〇   |
| 新西蘭   | 同  | 一、六〇五、九四五、〇〇〇 |
| 喜望峯   | 同  | 四、二八九、三九四、九二二 |
| 原書には磅を以て掲げあるを以て一磅を四・八六六五弗として換算せり之を直に比較するには十分注意を払はざるべからず是れ単位を異にし調査範圍又は時期をも異にすればなり。   |    |               |
| 独逸の経済的進歩及国富と題するカールヘルフリツとの著書に依れば下の如く、単に各國を比較せり、原書には仏蘭西の「フラン」単位の外は凡て「マルク」単位にて掲げあり故に「フラン」を〇・一九三弗、「マルク」を〇・二三八弗として換算したり但米國の専美は千九百四年国勢調査局発行のものなり。 |    |               |

|       |                     |    |               |
|-------|---------------------|----|---------------|
| 独逸    | 一、九一〇、一一一、八、九二五、〇〇〇 | 全體 | 六、九〇二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 仏蘭西   | 一、九〇八、二、五七二、〇〇〇     | 同  | 七、六一六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 英吉利   | 不詳                  | 同  | 五、五三九、一〇〇、〇〇〇 |
| 北米合衆国 | 同                   | 同  | 一、一九〇、〇〇〇、〇〇〇 |

大正十年十二月二十一日印刷  
大正十年十二月二十四日發行

# 国勢院 第一部

東京市京橋区鈴木町二番地

印刷者 石丸鶴吉

東京市京橋区鈴木町二番地

印刷所 東亜印刷株式会社